

# 福祉用具貸与価格の上限設定について

# 福祉用具貸与価格の上限設定について①

## これまでの取組

- 福祉用具については、貸与価格の適正化を図る観点から、平成30年10月から商品ごとに全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を設けるとともに、施行後の実態も踏まえつつ、概ね1年に1度の頻度で見直しを行うこととした。
- 平成30年度介護報酬改定検証・研究事業において、施行後の実態把握を実施したところ、
  - ・ 見直し前の上限の超過額が約3.4億円だった一方、見直し後は上限設定により高額な保険請求自体が排除され、上限を超える貸与は0%になっていた。
  - ・ その一方、貸与価格総額に占める削減率の割合のシミュレーション結果によると、見直し初年度は▲2.0%と計算されたが、翌年度以降のシミュレーション結果では▲0.7%の削減にとどまる計算であった。
  - ・ また、福祉用具貸与事業所の74%が「収益が減少した(減少する見込み)」と回答し、「商品カタログの価格修正・再印刷の発生」、「事業所内システムの改修作業の発生」といった事務・経費負担が一定数見込まれたことなどを踏まえ、上限設定の影響を精査する必要があるとして、令和元年度においては、新規商品のみ上限設定を行うこととし、継続的に貸与価格の実態や経営への影響等の実態把握を行い、必要な検討を行うこととした。

## 論 点

- 昨年度の調査結果において、上限設定により貸与価格の適正化が図られた一方、上限を設定した翌年以降の適正化効果が乏しくなることや福祉貸与事業所の事務・経費負担増への影響が見込まれること等を踏まえ、見直し頻度をどう考えるか。

- 福祉用具貸与について、商品ごとの全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定を行う(平成30年10月)。
- 福祉用具専門相談員に対して、商品の特徴や貸与価格、当該商品の全国平均貸与価格を説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づける。

### 福祉用具貸与

- 福祉用具貸与について、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行う。また、詳細について、以下の取扱いとする。
  - ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格＋1標準偏差(1SD)」を上限とする。
  - ・ 平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。
  - ・ 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。
  - ・ 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。
- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。
  - ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
  - ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
  - ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

## (4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

### 3. 調査結果概要

#### A. 貸与価格の上限設定への影響(介護保険総合データベースを用いた分析)

##### 【貸与価格の上限の状況(平成29年10月貸与分)】

○平成29年10月貸与実績で、貸与価格の上限を超える貸与は約61万レコード(商品ごとの請求件数)、貸与価格の上限を超える額の総額は約3.4億円、貸与額総額に占める貸与価格の上限を超える金額の割合は約1.5%であった。

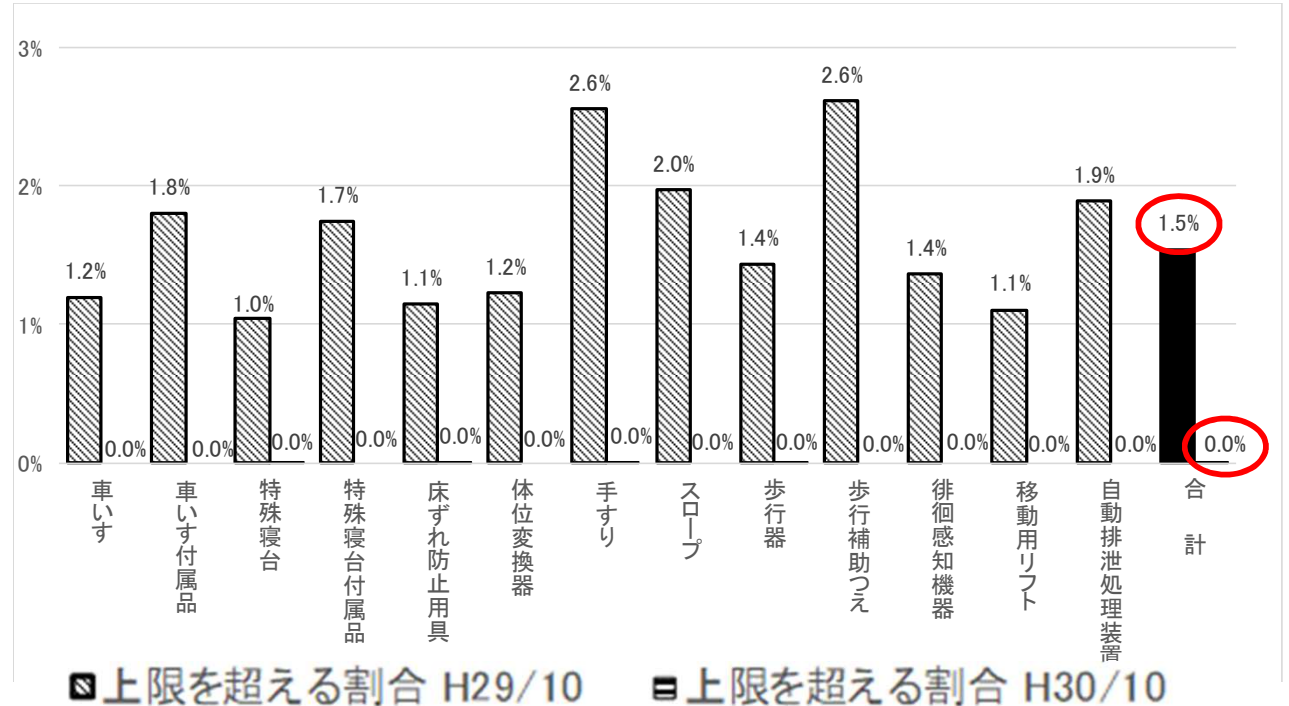
○平成30年10月貸与分では、価格の上限を超える貸与が0.0%になっていることが確認された。

図表1【介護DB分析】価格の上限を超える貸与状況:概要

分析対象レコード数:6,168,904件

名称	上限を超える分の総額 (H29/10)
車いす	44,205,510
車いす付属品	6,696,030
特殊寝台	66,606,840
特殊寝台付属品	47,195,060
床ずれ防止用具	13,000,470
体位変換器	973,830
手すり	109,714,860
スロープ	13,664,230
歩行器	25,538,860
歩行補助つえ	4,526,400
徘徊感知機器	2,160,220
移動用リフト	7,685,320
自動排泄処理装置	132,210
合計	342,099,840

単位:円



■ 上限を超える割合 H29/10    ■ 上限を超える割合 H30/10

※上限を超える割合:貸与価格の上限を超える金額合計÷貸与額総額(貸与種目別)

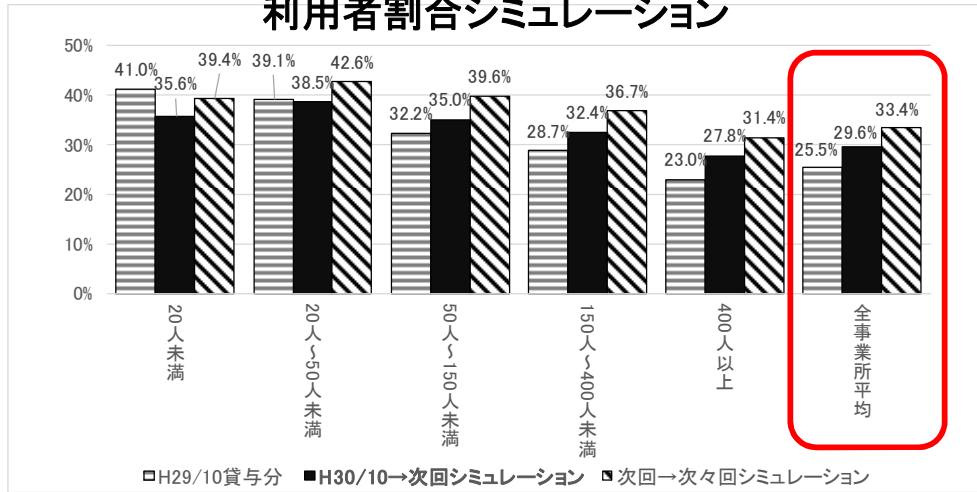
※レコードとは、介護給付費明細書の明細欄に記載された1件ごとの請求内容のことを指す。

## (4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

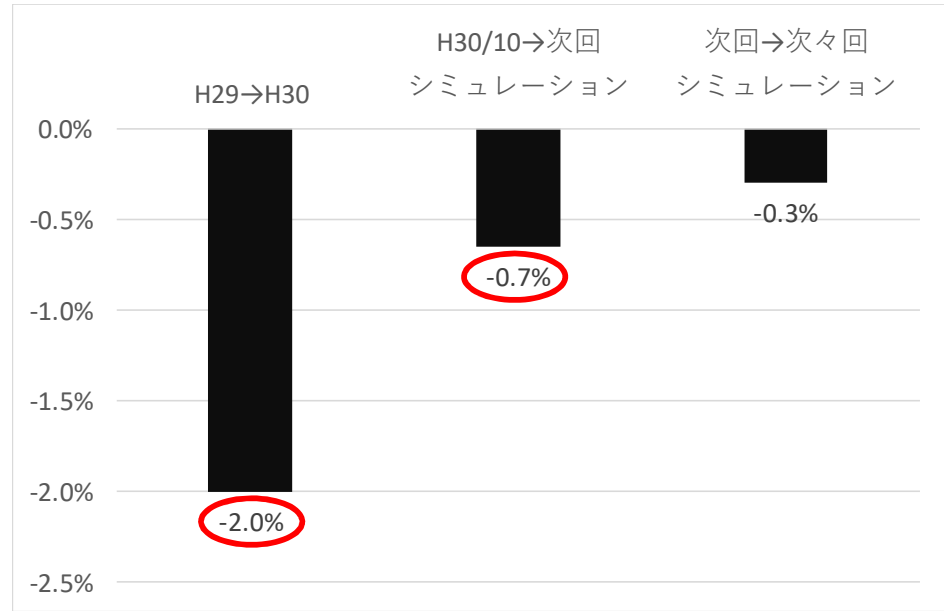
### A. 貸与価格の上限設定への影響(介護保険総合データベースを用いた分析)

**【次回シミュレーション】**  
 ○貸与価格の上限を超える貸与を1件でもしている利用者の割合は、平成29年10月貸与分実績では25.5%、平成30年10月貸与分から次回の上限価格をシミュレーションした場合には29.6%になる計算であった。  
 ○平成29年10月貸与分から平成30年10月貸与分では、貸与価格総額の削減率は2.0%と計算されたが、次回シミュレーション結果では0.7%の削減にとどまる計算であった

図表10【介護DB分析】上限を超える貸与をしている利用者割合シミュレーション



図表11【介護DB分析】貸与価格総額の削減率



利用者数	貸与件数に占める上限を超える割合			利用者数に占める上限を超える割合		
	H29/10貸与分	次回シミュレーション	次々回シミュレーション	H29/10貸与分	次回シミュレーション	次々回シミュレーション
20人未満	19.6%	18.0%	20.1%	41.0%	35.6%	39.4%
20人~50人未満	18.3%	19.2%	21.5%	39.1%	38.5%	42.6%
50人~150人未満	13.3%	15.4%	17.7%	32.2%	35.0%	39.6%
150人~400人未満	11.3%	13.4%	15.5%	28.7%	32.4%	36.7%
400人以上	8.8%	11.0%	12.6%	23.0%	27.8%	31.4%
全事業所平均	10.0%	12.0%	13.8%	25.5%	29.6%	33.4%

## (4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

### B. 事業所の対応、経営への影響調査(事業所調査)

#### 【貸与価格の上限設定による経営への影響】

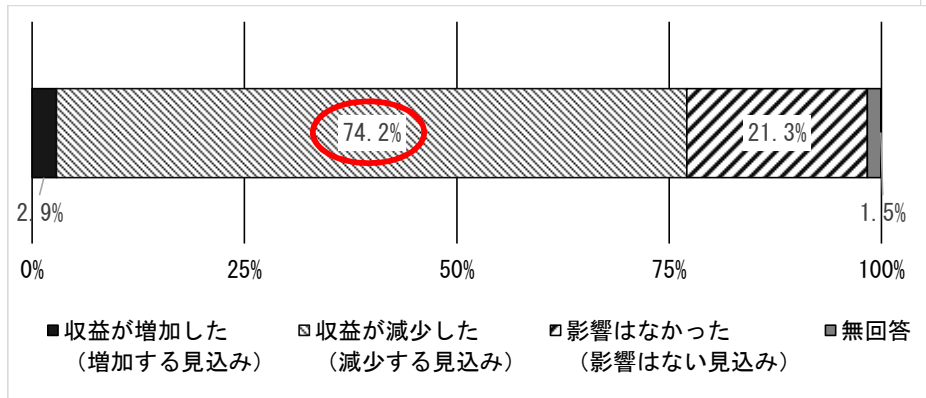
○平成29年度の収益と比較して、現時点での平成30年度の収益への影響について「収益が減少した(減少する見込み)」が最も多く74.2%であった。

○平成29年度の経費と比較した、現時点での平成30年度の経費への影響について、いずれの費目についても「影響はなかった(影響はない見込み)」と回答した事業所が半数以上であった。人件費について「費用が増加した(増加する見込み)」と回答した事業所は37.8%であった。

※事業所票 問7(1)収益への影響、問7(2)経費への影響

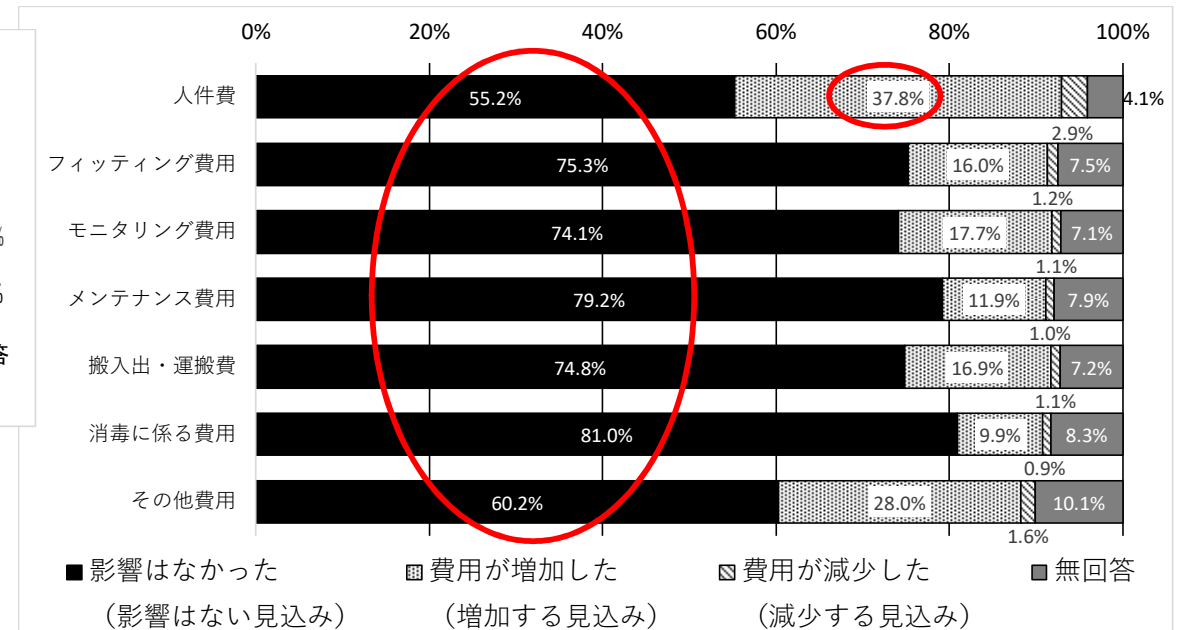
図表 15 【事業所票調査】収益への影響

有効回答数:2,978



図表 16 【事業所票調査】経費への影響

有効回答数:2,978



## (4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

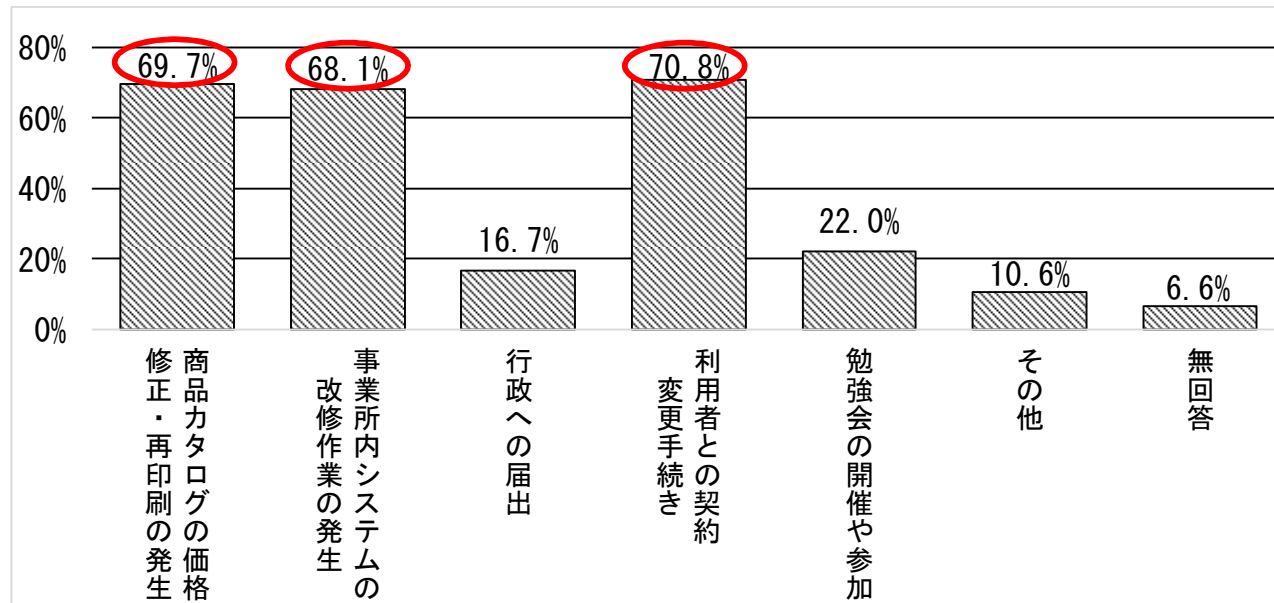
### B. 事業所の対応、経営への影響調査(事業所調査)

#### 【貸与価格の変更に伴う事務負担・経費負担】

○貸与価格の変更に伴い事務負担・経費負担がある(あった)項目は、「利用者との契約変更手続き」が最も多く70.8%であり、次いで「商品カタログの価格修正・再印刷の発生」が69.7%、「事業所内システムの改修作業の発生」が68.1%であった。

※事業所票 問5(3)貸与価格変更にあたり考慮した点×問8(2)レンタル卸利用の有無、問5(4)価格変更に伴う事務負担・経費負担

図表 14 【事業所票調査】価格変更に伴う事務負担・経費負担(複数回答)



有効回答数:2,978

# (5) 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

令和元年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業)資料抜粋

## ① 貸与価格の上限設定への影響

### A. 介護保険総合データベースを用いた分析

#### 【事業所別商品別貸与額の変化】

- 貸与価格の上限設定による、利用者負担額を含む金額の影響を分析した。
  - 分析対象データ(注)を用いて、平成29年10月貸与分と平成30年10月貸与分の貸与価格の変化を、貸与価格の変化がなかった商品、貸与価格の上限がある商品で上限を超える貸与をしていた商品、貸与価格の上限がある商品で上限を超えない貸与をしていた商品、貸与価格の上限がない商品に分類したうえで集計した結果は、約4.9億円(2.1%)の減少と計算され、昨年度結果の約4.5億円(2.0%)同様であった。(※昨年度調査結果では月遅れ請求分のデータを含めていないが、今年度調査結果には、月遅れ請求分のデータを含めて計算している。)
  - 令和元年9月貸与分に関して、貸与価格の上限を超える貸与をしていたレコードは0件であることが確認された。
- (注)「分析対象データ」とは、平成29年10月に貸与実績のあったレコードを基に、平成30年10月も貸与実績のあったレコードを抽出・比較している。

図表2 【介護DB分析】事業所別商品別貸与額の変化(平成29年10月貸与分→平成30年10月貸与分)

分析対象貸与価格総額  
22,914,883,080円



#### 【分析方法】

- ・平成29年10月・平成30年10月貸与分のデータ(月遅れ請求を含む、1か月未満の貸与実績がある利用者、「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード」と照合できない利用者、被保険者情報要介護状態区分コードが2件以上の利用者については当該利用者の全データを除外)について、①貸与価格の変化がなかった商品、②貸与価格の上限を超えていた商品、③貸与価格の上限がある商品のうち、貸与価格の上限を超えていなかった商品、④貸与価格の上限がない商品に分類。分析対象レコード数:6,536,536件。
- ・上記データについて、①については価格の変化がなかったため変化分としては計上しなかった。商品別・事業所別で平成29年10月貸与分と平成30年10月貸与分のデータを比較し、②については、事業所別で価格の引き下げがあったものは価格の引き下げ分の費用を、貸与商品の終了(または変更)があった場合は、上限を超えた分の費用を減少分として計上した。③及び④については、事業所別で価格の引き下げまたは引き上げがあった分を変化分として計上した。



# (5). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

令和元年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業)資料抜粋

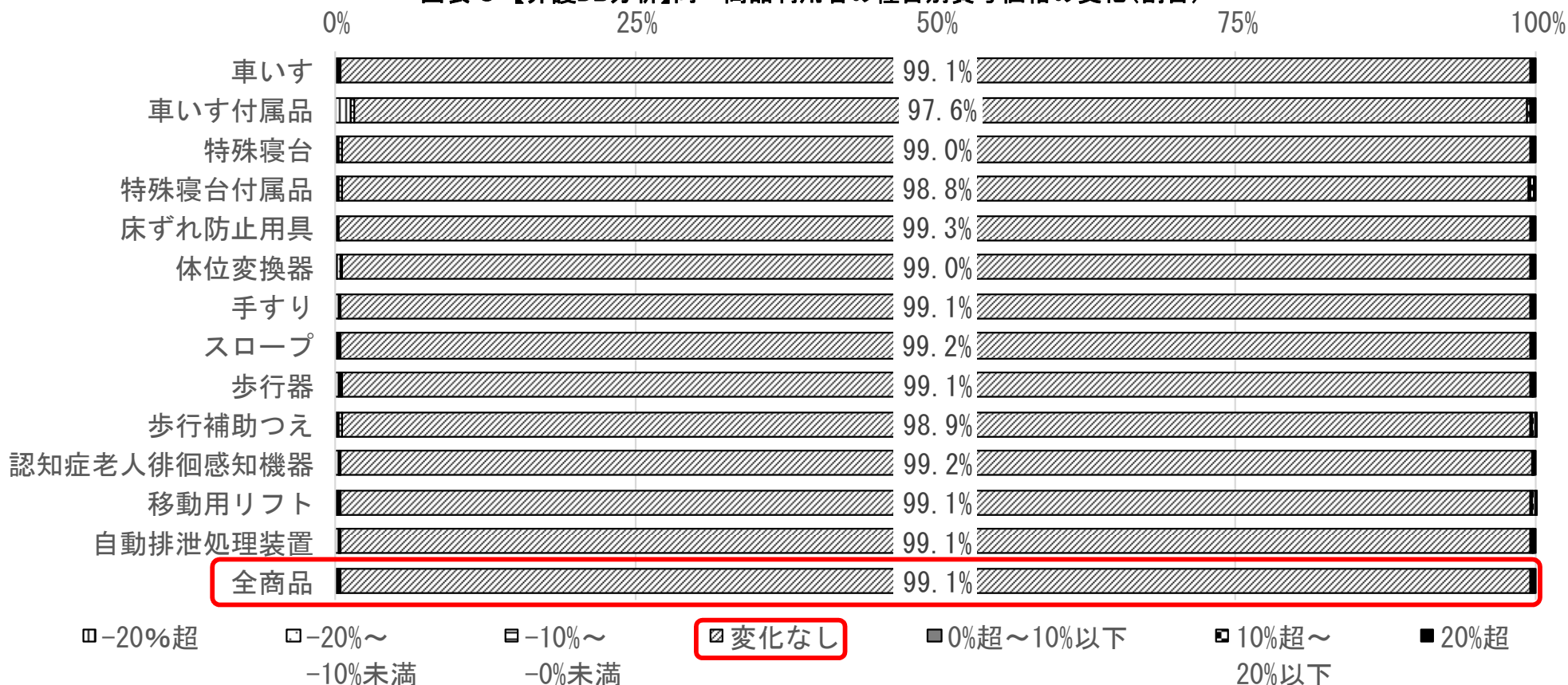
## ① 貸与価格の上限設定への影響

## A. 介護保険総合データベースを用いた分析

### 【同一商品利用者分析】

○ 貸与価格の上限価格設定に伴い、既存の利用者に対して貸与価格の見直しが行われているかを検証するため、平成29年10月、平成30年10月、令和元年9月貸与分のデータのうち、3時点ともに同じ商品を貸与している利用者について、種目別に分析を行った。平成30年10月貸与分と令和元年9月貸与分で貸与価格に変化がないレコードは99.1%であり、既存の利用者については貸与価格の変更等は見られなかった。

図表 3 【介護DB分析】同一商品利用者の種目別貸与価格の変化(割合)



### 【分析方法】

- 平成29年10月、平成30年10月、令和元年9月の3時点ともに同じ商品を貸与している利用者・商品について分析。
- 分析対象利用者数: 717,408人、分析対象レコード数: 3,426,318件。
- 利用者別・商品別で平成30年10月の貸与価格と令和元年9月貸与分の貸与価格の変化(割合)を求めた。

## (5). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

### ○ レンタル卸の利用割合

### B:事業所調査(郵送法):事業所票

#### 【レンタル卸利用割合(利用の有無・利用社数・貸与商品数)】

- レンタル卸利用の有無は「あり」が90.0%であった。
- レンタル卸利用社数は、「3～4社」が最も多く31.1%、次いで「1～2社」で26.6%であった。
- 種目別に貸与商品数(平均)に占めるレンタル卸利用商品数(平均)の割合を見ると、特殊寝台を除く12種目で6割を超えていた。

報告書図表108【レンタル卸の利用の有無】 回収数:2,780

レンタル卸の利用	回答数	割合(%)
あり	2,503	90.0
なし	131	4.7
無回答	146	5.3

報告書図表109【レンタル卸利用社数】 回収数:2,503

レンタル卸利用社数	回答数	利用率(%)
1～2社	667	26.6
3～4社	778	31.1
5～6社	423	16.9
7～8社	175	7.0
9～10社	80	3.2
11社以上	146	5.8
無回答	234	9.3

報告書図表80・81【貸与商品数/レンタル卸利用商品数】 回収数:2,780

種目名	貸与商品数(平均)	うちレンタル卸利用商品数(平均)	レンタル卸利用比率(%)
車いす	73.2	49.6	67.8
車いす付属品	31.1	20.9	67.2
特殊寝台	85.5	33.4	39.1
特殊寝台付属品	111.5	69.0	61.9
床ずれ防止用具	27.2	19.5	71.7
体位変換器	8.4	6.1	72.6
手すり	87.9	56.3	64.1
スロープ	29.3	19.4	66.2
歩行器	56.3	38.6	68.6
歩行補助つえ	14.8	9.3	62.8
認知症老人徘徊感知機器	7.3	5.0	68.5
移動用リフト	12.2	8.9	73.0
自動排泄処理装置	0.5	0.4	80.0

# (5). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

## ② 経営への影響

### B:事業所調査(郵送法):事業所票 C. 貸与事業所等ヒアリング調査

#### 【貸与事業所実態調査(事業所票)】

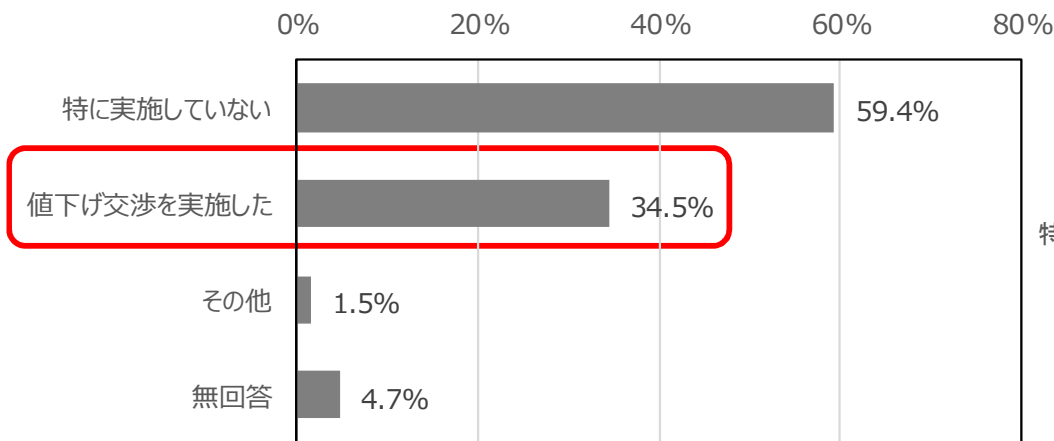
○ レンタル卸を利用している福祉用具貸与事業所は、貸与価格の上限設定がされた平成30年11月以降も仕入価格の値下げ交渉を実施している事業所が34.5%あったが、平成30年10月と令和元年9月を比較した仕入れ価格の変化については、「ほとんど変わらない」と回答した事業所が最も多かった。(自社購入品による貸与を行っている事業所も同様)

#### 【ヒアリング調査】

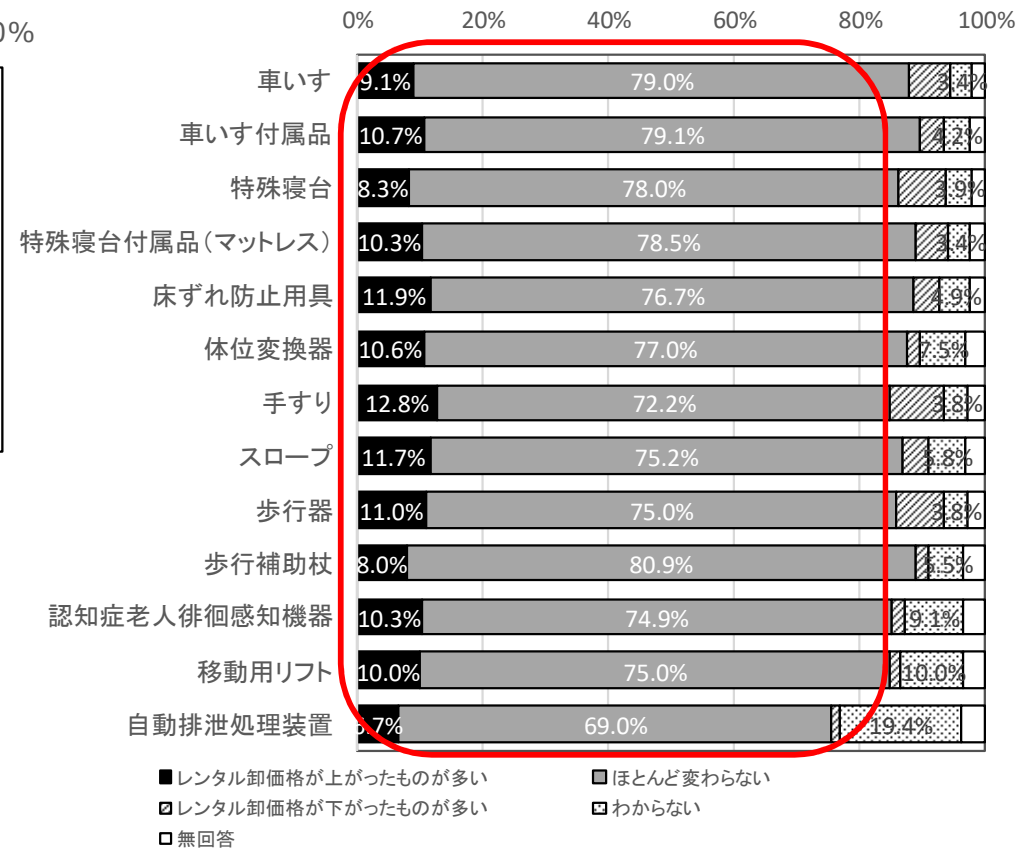
○ 上限価格が設定され貸与価格を見直した(値下げした)ことにより、いずれの福祉用具貸与事業者も仕入れ先への仕入価格の交渉を実施していたが、貸与価格の値下げ分を補填できるほどの仕入価格の値下げには至っておらず、利益が減少していた。

※事業所票 問5 貸与価格の上限設定に伴う対応の変化(3) 商品の調達(レンタル卸の利用) イ. 貸与価格の上限設定に伴う、価格対応  
問7 仕入れ価格への影響 4 レンタル卸価格(単価)の変化の状況

回収数: 2,758 図表 10 価格対応(レンタル卸の利用)(複数回答)



図表 11 レンタル卸価格(単価)の変化 回収数: 2,503



# (5). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

## ② 経営への影響

### B:事業所調査(郵送法):事業所票 C. 貸与事業所等ヒアリング調査

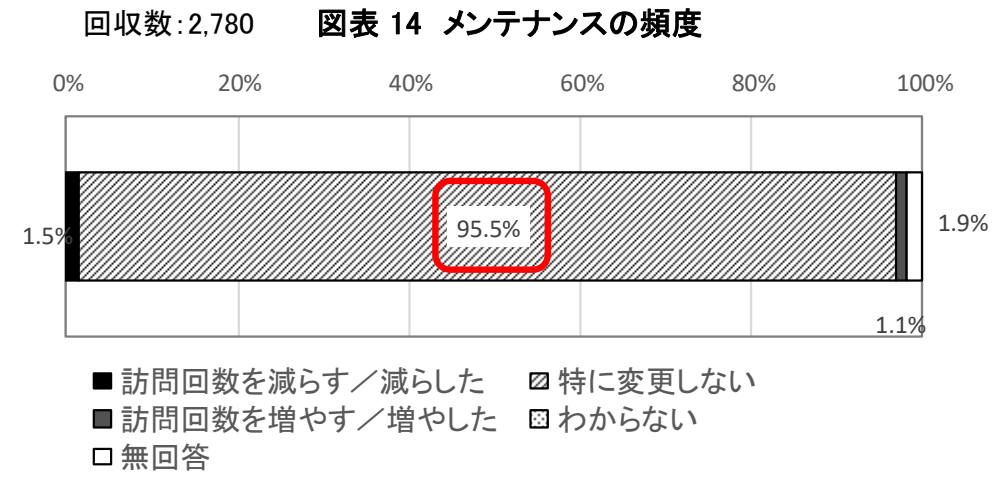
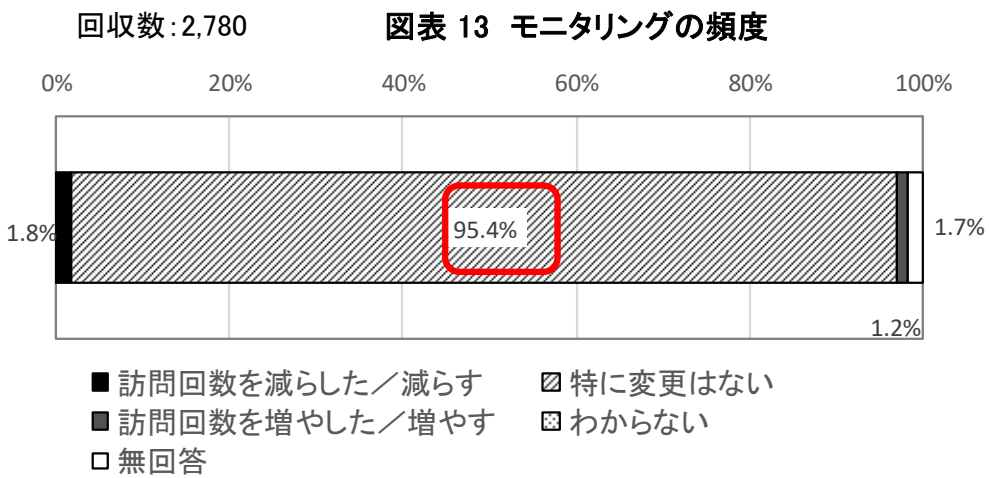
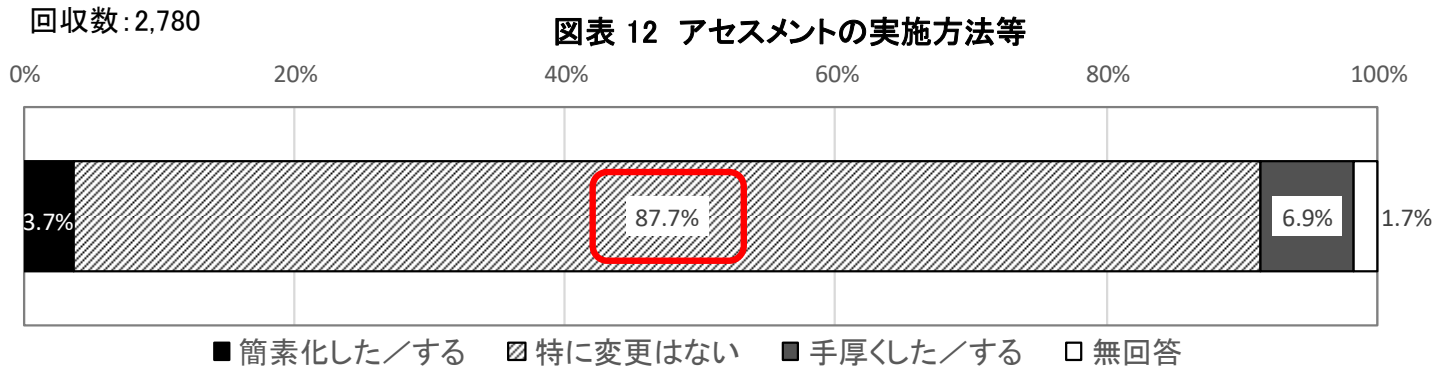
#### 【貸与事業所実態調査(事業所票)】

○ 利用者へのサービス提供に関与するアセスメントの実施方法等、モニタリングの頻度、メンテナンスの頻度は、平成30年11月以降「特に変更はない」と回答した事業所が約9割であった。

#### 【ヒアリング調査】

○ 利用者へのサービス提供(アセスメント、モニタリング、メンテナンス等)については、いずれの貸与事業者も貸与価格を下げたことによるサービス内容・頻度等の変更はなされていなかった。

※事業所票 問5貸与価格の上限設定に伴う対応の変化



## (5). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

### ○ 福祉用具貸与価格の上限設定に伴う事業者の対応の変化 C. 貸与事業所等ヒアリング調査

#### 【ヒアリング調査】

#### 福祉用具貸与価格の見直し状況について

- 貸与価格の見直しにおいては、貸与価格の上限を超えていた商品だけでなく、取扱商品全てについて、事業所ごとの貸与価格、地域での貸与価格等を確認し、新たな価格設定を行っていた。  
また、貸与価格の上限は商品ごとに設定・公表されていることから、同一機能の機種についても同様の価格まで値下げするなど、利用者・家族等による選定にあたり、混乱を招くことがないよう貸与事業者自ら利用者や家族に配慮した対応が行われていた。
- 貸与価格を見直すにあたっては、地域の他事業者の価格設定の様子や、見直し後の価格での売上シミュレーションを行いどの程度経営へ影響があるかを確認するなど、多様な情報を基に検討がなされていた。

# 福祉用具貸与価格の上限設定について②

## 上限設定後の影響

- 令和元年度の調査結果では、概ね以下の内容が確認された。
  - ・ 上限設定による貸与額について、平成29年10月貸与分と平成30年10月貸与分を比較すると、貸与価格の上限を超えない貸与の中では、貸与額の増加分が減少分を若干上回るものの、貸与価格の上限を超える貸与の貸与額減少分の効果が大いことから、全体で見ると適正化が図られている。
  - ・ 上限設定当初の平成30年10月貸与分と令和元年9月貸与分の貸与価格を比較すると、貸与価格に変化のないレコードは99.1%であり、全体的にみると不適切に価格を値上げした状況は見られず、各貸与事業所において1年経っても継続的に適切な対応がなされている。
  - ・ 一方、経営面をみると、
    - ① 福祉用具貸与事業所のうち9割がレンタル卸事業者を利用しているが、職員5人以下の事業所が6割、職員10人以下でも8割に留まっており、小規模事業所が多いため価格交渉力が弱く、平成30年11月以降で値下げ交渉を実施した事業所が3割超となっている。
    - ② 平成29年度と平成30年度の収益の変化をみると、商品カタログの修正に係る経費やシステム改修などの「その他の費用」の介護保険請求額に占める割合が25.9%から27.0%に増加しており、上限設定によりコストが増加している。
  - ・ 他方、サービス内容の変化を見てみると、上限設定以降もアセスメントの実施方法等やモニタリングの頻度、メンテナンスの頻度について、平成30年11月以降も「特に変更していない」と回答した事業所が約9割であり、厳しい経営状況にも関わらず、サービスの質の維持・向上に努めている事業所が大勢を占めている。

## 対応案

- 全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定については、一定の適正化効果が見られることから継続しつつも、毎年度見直しても十分な適正化効果が得られない一方、事業所負担が大きいことから、他サービスと同様、「3年に1度」の見直しとしてはどうか。その際、貸与事業所等のシステム改修等の準備期間を考慮して令和3年度からの見直しとし、令和2年度は令和元年度同様、新商品に係る全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定のみを行うこととしてはどうか。なお、福祉用具貸与事業所に対して、共同購入などの効率的な事業運営を行う先進事例を収集し、経営努力を促していく。